

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○災害等による申告期限の延長（税務課）	1

告 示

高知県告示第151号

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第28条第1項の規定により、次に掲げる地域における行為について、次に掲げる期日まで、その期限を延長する。

令和2年3月13日

高知県知事 濱田 省司

1 地域及び行為

県内に事務所又は事業所を有する者に係る高知県税条例第67条第1項又は第2項の規定による個人の事業税（令和元年所得に係るものに限る。）の賦課徴収に関する申告書の提出（年の中途において事業を廃止した場合を除く。）であって、令和2年3月16日が期限であるもの

2 期日

令和2年4月16日